

公益財団法人福島民友愛の事業団  
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福島民友愛の事業団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第27条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とし、制定する。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義を各号に定める。

- (1) 役員とは、理事及び監事とする。
- (2) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる評議員をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費交通費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(日当制)

第3条 役員及び評議員の報酬は日当制とする。

(報酬の支給の方法)

第4条 役員及び評議員の日当は、現金もしくは銀行振り込みで支給する。

(報酬の支給時期)

第5条 役員及び評議員の日当は、職務執行の都度支払う。

(日当の額)

第6条 日当の額は以下の表の通り。ただし、源泉徴収税差し引き後の額とする。

(日額：単位は円)

|     | 理事会出席 | 評議員会出席 | 審査委員会出席 | 監査     | 会計指導・相談 |
|-----|-------|--------|---------|--------|---------|
| 理事  | 5,000 | *5,000 | 10,000  | なし     | なし      |
| 監事  | 5,000 | 5,000  | なし      | 10,000 | 5,000   |
| 評議員 | なし    | 5,000  | 10,000  | なし     | なし      |

\*評議員会での報告等で理事が出席する場合。

(賞与及び退職手当)

第7条 賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬の辞退)

第8条 役員及び評議員が報酬の全部、または報酬の一部を辞退する旨を書面で届け出た場合、該当する報酬を支給しない。

(報酬の総額)

第9条 報酬の総額は、理事は各年度30,000円、監事は各年度100,000円を超えないものとする。評議員の報酬の総額は定款第13条に定める。

(費用)

第10条 役員及び評議員がその職務執行にあたって負担した費用については、役員及び評議員の請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うこととする。

- 2 旅費交通費は、所定の請求書により、使用した公共交通機関などの実費を支給する。
- 3 費用は、現金もしくは銀行振り込みで支給する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、この法人が公益財団法人福島民友愛の事業団として登記した日から施行する。